

発議案第5号

北上市議会委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年3月8日提出

提出者 北上市議会議員 藤 本 金 樹

賛成者 北上市議会議員 司 東 道 雄

同 三 宅 靖

同 阿 部 眞希男

同 安 徳 壽美子

同 高 橋 孝 二

提案理由

常任委員会の名称及び所管を変更し、併せてオンラインによる方法による委員会の開会について定めるほか、所要の改正をしようとするものである。

北上市議会委員会条例の一部を改正する条例

北上市議会委員会条例（平成3年北上市条例第175号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 9人</p> <p> <u>ア 生活環境部の所管する事項</u></p> <p> イ [略]</p> <p> ウ [略]</p> <p> エ [略]</p> <p>(3) <u>産業建設常任委員会</u> 8人</p> <p> ア [略]</p> <p> イ [略]</p> <p> ウ [略]</p> <p> エ [略]</p> <p>（委員長及び副委員長がともにいないときの互選）</p> <p>第8条 委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて<u>その互選</u>を行わせる。</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教育民生常任委員会 9人</p> <p> ア [略]</p> <p> イ [略]</p> <p> ウ [略]</p> <p>(3) <u>産業環境常任委員会</u> 8人</p> <p> <u>ア 生活環境部の所管する事項</u></p> <p> イ [略]</p> <p> ウ [略]</p> <p> エ [略]</p> <p> オ [略]</p> <p>（委員長及び副委員長がともにいないときの互選）</p> <p>第8条 委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、<u>委員長の互選</u>を行わせる</p>

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(招集)

第13条 [略]

。 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う

。(招集)

第13条 [略]

(委員会の開会方法の特例)

第13条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)によって、委員会を開会することができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項第2号に該当することによりオンラインによる方法により出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会にオンラインによる方法により出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法による委員会の開会方法その他必要

(傍聴の取扱い)

第17条 [略]

2 [略]

(秘密会)

第18条 [略]

2 [略]

(秩序保持に関する措置)

第20条 [略]

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は発言を取り消させることができる。

(公述人の決定)

第23条 [略]

2 あらかじめ申し出た者のなかに、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

な事項は、議長が別に定める。

(傍聴の取扱い)

第17条 [略]

2 傍聴人は、委員会がオンラインによる方法により開会されているときは、委員長が指定した場所において、オンラインによる方法により傍聴できるものとする。

3 [略]

(秘密会)

第18条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、オンラインによる方法による委員会は、秘密会とすることができない。

(秩序保持に関する措置)

第20条 [略]

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は発言を取り消させることができる。

(公述人の決定)

第23条 [略]

2 あらかじめ申し出た者のなかに、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(公述人の発言)

第24条 [略]

- 2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(参考人)

第27条 [略]

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月8日提出

(公述人の発言)

第24条 [略]

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人 (オンラインによる方法により出席している者を含む。) の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(参考人)

第27条 [略]

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 [略]